



職員の懲戒処分について

千曲市教育委員会は、地方公務員法の規定に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者

教育委員会 会計年度任用職員 男性 70代

2 処分の内容

停職 1か月

3 処分事案の概要

被処分者は、令和6年2月24日、出先機関において勤務時間中に飲酒し、勤務不能状態となり、来場者、関係機関に多大な迷惑をかけた。このことは地方公務員法第33条に違反するため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定に基づき処分を行った。

4 処分年月日

令和6年3月1日

5 管理監督者に対する措置

部長級、課長級、係長級の職員を「厳重注意」とした。

6 再発防止策

全職員に公務員倫理を徹底させ、出先機関がある所属長は積極的に出向いて職員の勤務状態を確認して、市政の信頼回復に全庁挙げて取り組んでまいります。

【地方公務員法第33条】

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第29条第1項】

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

本件に関する問い合わせ先

千曲市教育委員会 教育総務課 (課長)小林 (担当)田中

電話(代表)026-273-1111(内線4102) メールアドレス kyoiku@city.chikuma.lg.jp